

長野県松本建設事務所告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和7年10月31日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

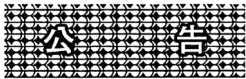
令和7年10月14日

長野県松本建設事務所長 唐澤 則 夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大町麻績インター千曲線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
東筑摩郡筑北村坂井楡窪5292番の3地先から 東筑摩郡筑北村坂井5687番の3地先まで	旧	^m 6.0 ～ 44.8	^{km} 0.2200
同 上	新	8.3 ～ 44.8	0.2200

道路管理課



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和7年10月14日

長野県知事 阿部 守 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
デリシア更北店
長野市青木島町大塚字北島946 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社デリシア
松本市大字今井7155番地28

- 3 変更した事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155番地28

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社デリシア	森 真也	松本市大字今井7155番地28

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155番地28

有限会社スーパーまるやま	丸山 広美	長野市青木島町大塚1021番地 1
有限会社丸四フラワースービス	堀口 充洋	長野市川合新田2889番地 7

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社デリシア	森 真也	松本市大字今井7155番地28
有限会社マルヤマ水産	丸山 祐三	長野市青木島町大塚1021番地 1
有限会社丸四フラワースービス	堀口 充洋	長野市川合新田2889番地 7

- 4 変更した年月日
平成10年 5 月 6 日ほか
- 5 届出年月日
令和 7 年 5 月 14 日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・IT 振興課又は長野地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和 7 年10月14日から令和 8 年 2 月13日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年 5 月19日付け12産振第137号）様式第 8 号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・IT 振興課又は長野地域振興局商工観光課

産業立地・IT 振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和 7 年10月14日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
上田丸子ショッピングセンター
上田市長瀬2843番地 4 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社デリシア
松本市大字今井7155番地28
株式会社コメリ
新潟県新潟市南区清水4501番地 1

- 3 変更した事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155番地28
株式会社コメリ	捧 雄一郎	新潟県新潟市南区清水4501番地 1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社デリシア	森 真也	松本市大字今井7155番地28
株式会社コメリ	捧 雄一郎	新潟県新潟市南区清水4501番地 1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155番地28
株式会社コメリ	捧 雄一郎	新潟県新潟市南区清水4501番地 1
小野寺 勝彦	—	上田市長瀬3202番地
金川 俊哉	—	山梨県甲府市里吉四丁目 5 番14号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社デリシア	森 真也	松本市大字今井7155番地28
株式会社コメリ	捧 雄一郎	新潟県新潟市南区清水4501番地 1
小野寺 勝彦	—	上田市長瀬3202番地
金川 俊哉	—	山梨県甲府市里吉四丁目 5 番14号

- 4 変更した年月日
令和7年4月1日
- 5 届出年月日
令和7年5月14日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は上田地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和7年10月14日から令和8年2月13日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は上田地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和7年10月14日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
デリシア東御店
東御市大字田中宇城ノ前705番地 1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社デリシア
松本市大字今井7155番地28
- 3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155番地28

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社デリシア	森 真也	松本市大字今井7155番地28

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155番地28
有限会社金正一内山商店	内山 政	東御市田中169番地 1
有限会社あゆみ	芦田 百合	東御市常田396番地 3

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社デリシア	森 真也	松本市大字今井7155番地28
有限会社金正一内山商店	内山 政	東御市田中169番地 1
有限会社あゆみ	芦田 高英	東御市常田393番地13

4 変更した年月日

令和 3 年 1 月 31 日ほか

5 届出年月日

令和 7 年 5 月 14 日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT 振興課又は上田地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和 7 年 10 月 14 日から令和 8 年 2 月 13 日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成 12 年 5 月 19 日付け 12 産振第 137 号）様式第 8 号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT 振興課又は上田地域振興局商工観光課

産業立地・IT 振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和 7 年 10 月 14 日

長野県知事 阿 部 守 一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユーパレットサンライン上田店

上田市芳田 1513 番地 1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社デリシア

松本市大字今井 7155 番地 28

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155番地28

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社デリシア	森 真也	松本市大字今井7155番地28

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社デリシア	萩原 清	松本市大字今井7155番地28
株式会社田原屋	田熊 太郎	神奈川県川崎市川崎区砂子二丁目3番2号
株式会社チョダ	杉山 忠雄	東京都杉並区荻窪四丁目30番16号藤澤ビルディング5階
株式会社モリキ	黒澤 和政	飯山市南町13番地3

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社デリシア	森 真也	松本市大字今井7155番地28
株式会社田原屋	甲斐 直裕	神奈川県川崎市幸区堀川町580 ソリッドスクエア西館11階
株式会社チョダ	町野 雅俊	東京都杉並区荻窪四丁目30番16号藤澤ビルディング5階
株式会社モリキ	黒澤 和政	飯山市南町13番地3

- 4 変更した年月日
令和3年5月20日ほか
- 5 届出年月日
令和7年5月14日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は上田地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和7年10月14日から令和8年2月13日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は上田地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行います。
令和7年10月14日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 建築物の建築の計画
- (1) 建築場所

東御市県71ー4他
- (2) 建築主氏名

東御市長 花岡利夫
- (3) 用途地域

第一種中高層住居専用地域
- (4) 敷地面積

3,234.18平方メートル
- (5) 主要用途

共同給食調理場
- (6) 構造及び階数

鉄骨造 2階建て
- (7) 工事種別

新築

(8) 規 模

	申 請 部 分	申請以外の部分	合 計
建 築 面 積	1,389.60 m ²	0 m ²	1,389.60 m ²
延 べ 面 積	1,842.66 m ²	0 m ²	1,842.66 m ²

(9) 建 蔽 率 42.97 パーセント 容 積 率 56.21 パーセント

2 日 時 令和 7 年10月24日 (金) 午後 3 時から

3 場 所 東御市東部人権啓発センター 3 階 大会議室 (東御市県288番地 3)

建築住宅課

公告

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和 7 年10月14日

長野県松本建設事務所長 唐 澤 則 夫

- 1 許可番号
令和 7 年 9 月12日 長野県松本建設事務所指令 7 松建第61ー 4 号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
安曇野市穂高有明2179ー16 の内
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
岡山県岡山市中区国富1111ー 8 106
寺 岡 伸 二

都市・まちづくり課

公告

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和 7 年10月14日

長野県長野建設事務所長 坂 口 一 俊

- 1 許可番号
令和 7 年 8 月 7 日 長野県長野建設事務所指令 7 長建第43ー 6 号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
上高井郡小布施町大字雁田字上町548ー 8、561ー 2、字宮下571ー 2、571ー 8
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
長野市大字鶴賀上千歳町1413ー 1 レーベンハイム長野ザ・タワー 603
関 野 智 宏

都市・まちづくり課